

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります

皆さんの「たすけあい精神」に支えられる赤い羽根共同募金運動は、皆さんと地域の社会福祉施設・団体を結んでいきます。



皆さんに必要なとされる地域に根ざした社会福祉サービスを支援するため、今年もみなさまの温かいお心を寄せてくださいますようお願い申し上げます。

平成15年度『赤い羽根共同募金』配分の内容
配分総件数 2,024件
配分総額 約6億1千903万円
配分内容 ①老人ホームなど高齢者施設の通院用車両整備 ②身体に障害のある方

介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、おおむね65歳以上の高齢者の皆さんが介護を受けるような状態にならないよう、また介護の状態がさらに悪化しないよう「介護予防」や「生活支援」等の介護保険制度以外のサービスを行っています。

また、在宅介護支援センター職員が、市内の高齢者の生活状況を把握するために訪問しています。各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携をとり、高齢者の見守り活動をしていますので、お気軽にご相談ください。

◆寝具乾燥事業

心身・精神上の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、月に1回寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。費用無料

◆配食サービス事業

在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に訪問して食事を提供し、安否の確認を行います。費用1食350円

◆生きがい活動支援デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者の趣味活動など、介護予防や生きがいづくりを行います。費用1回180円(市民税非課税・生活保護の方は無料)食事サービス1食350円

◆生活支援ホームヘルプサービス事業

自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパー等を派遣し、家事等の援助を行います。費用1時間140円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

◆生活支援ショートステイ事業

短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行います。費用1日800円(生活保護の方は無料)

◆訪問理美容サービス事業

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、市内の理髪店や美容院が訪問して理容又は美容を行います。費用1回400円

◆自立支援日常生活用具給付事業

シルバーカー等の日常生活用具の給付を行い、自立した生活の継続を図ります。費用要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

◆自立支援住宅改修給付事業

手すりの取り付けなど、在宅生活における日常動作の容易性、転倒予防、介護の軽減を図ります。費用要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

◆家具転倒防止装置設置事業

日常生活動作の低下した高齢者に対し、地震時の家具の転倒を防止します。費用無料

◆福祉電話設置等事業

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や、孤独感の解消等のために電話を貸与、または自己所有の電話について使用料の一部を助成します。対象者 近隣に親族がなく、生計中心者の前年度の所得税額が4万2千円以下の方

◆徘徊高齢者家族支援サービス事業

痴呆性高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用して居場所を速やかに確認し、事故防止を図ります。費用要した費用の1割(490円/月)

◆家族介護慰労事業

高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。対象 介護保険要介護認定で介護度が4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を介護している家族(要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する者を介護している家族)。□慰労金10万円

◆緊急通報システム事業

慢性疾患がある等、常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等が、家庭内で緊急の事態に陥った時、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。費用要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

◆老人用杖給付事業

歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。費用無料

◆介護費用等助成

寝たきり等の高齢者を介護している方及び寝たきりのひとり暮らしの方に対し、介護費用等を助成します(月額8千円)。

◆住宅家賃助成事業

民間のアパートや貸家、貸間にお住まいの方に家賃の一部を助成します。対象者 市内に3年以上居住している高齢者のみの世帯で、前年の収入が生活保護法に基づく基準額の1.5倍以内。ただし、家賃が6千円未満の方、生活保護を受けている方、公営住宅に入居の方は対象となりません。

◆老人性白内障特殊眼鏡等費用助成

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。対象者 前年の所得が老人の医療費の助成に関する条例に基づく基準額以下の方

◆入浴券支給

入浴設備のない高齢者等に公衆浴場に無料で入浴できる入浴券を支給します。対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯、生活保護を受給している方

◆おむつ等助成

寝たきりまたはそれに近い状態の高齢者におむつ等を助成します。費用無料

◆火災安全システム事業

一人暮らし等高齢者に対し、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付又は貸与するとともに、火災発生に伴う火災警報機からの信号を東京消防庁に自動通報することにより、火災に対する迅速な消火活動及び救助を行なう。費用要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

問合せ 介護福祉課高齢福祉係または各在宅介護支援センター

在宅介護支援センター 一覧

- ◇在宅介護総合支援センター【南田園2-13-1 ☎539・0911】
◇在宅介護支援センター加美【福生3244-10 ☎553・3720】
◇在宅介護支援センター武蔵野【福生2300-4 ☎553・6695】
◇在宅介護支援センター南田園【南田園2-9-1-103 ☎539・0007】

マッサージサービスを受けられます

期間 10月1日(金)～11月30日(火)
場所 指定治療院または訪問治療対象市内在住の70歳以上の方(定員100人(先着順)費用無料)
申込み 9月17日から介護福祉課高齢福祉係へ。



なお、福生市では、社会福祉協議会が行う事業をはじめ、ありんこ共同保育所、福生ひまわり会等の備品整備事業など9件、600万5,117円が配分されました。
問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

税世帯(世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、市役所の窓口で申請されます

と「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。これを医療機関の窓口へ提示していただきますと、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食事代が減額されます。入院をする前に手続きにお越しください。申請に必要なもの
老人保健法医療受給者証、保険証、印鑑

※老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は毎年8月1日から翌年の7月31日までです。
問合せ 保険年金課老人医療係

国保・年金だより
65歳になったら
老齢基礎年金の請求ができます
老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間と免除を受けた期間の合計が25年以上ある人に65歳から支給されます。年金を受給するためには、ご自身で請求の手続きをすることが必要です。
なお、請求手続きは誕生日の1日前から行うことができます。
また、老齢基礎年金は、60歳以後の希望する月から繰り上げて受給することもできます。この場合の年金額は、請求時の年齢に応じて本来の額から一定の割合で減額され、この割合は生涯変わりません。
問合せ 保険年金課保険年金係または立川社会保険事務所 ☎523・0351

社会福祉協議会(福祉センター内) ☎552・2121

心の相談
日時 9月30日(木)午後1時～2時30分
場所 福祉センター1階相談室
対象 心の問題や病気

介護者教室
日時 9月18日
申込み 9月18日
から相談支援係へ。
問合せ 介護福祉課

礎知識1、話の聴き方・受け止め方、2、10月19日(火)『対人援助の基礎知識2』痴呆との付き合い方、場所 福祉センター 時間 ①②とも午後1時30分～午後3時30分
対象 市内在住の方30人
申込み 9月21日から直接または電話で相談支援係へ。
第27回高齢者スポーツ大会
日時 10月26日(火)午前10時～午後3時
場所 中央体育館
対象 市内在住の60歳以上の方
主催 社会福祉協議会
申込み 老人クラブ加入者の方は各会長へ。未加入者は10月22日までに社会福祉協議会へ。
※いづれも申込み受付時間は日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分